

第165回

横浜市都市計画審議会

議事録

- 1 開催日時 令和4年11月11日（金）午後1時00分～午後2時23分
- 2 開催場所 横浜市市会議事堂3階多目的室（WEB会議形式）
- 3 議 案 2 ページ
- 4 出席委員及び
欠席委員 4 ページ
- 5 出席した関係
職員の職氏名 5 ページ
- 6 議事の内容 6 ページ
- 7 開催形態 全部公開

第165回横浜市都市計画審議会案件表

日 時 令和4年11月11日(金)午後1時開始
場 所 横浜市市会議事堂3階多目的室
(WEB会議形式)

■ 審議案件
1 都市計画案件

説明 区分	議題 番号	件 名	内 容
No. 1	1374	横浜国際港都建設計画 道路の変更	<p>【3・3・16号桂町戸塚遠藤線】 事業の進捗に伴い、地形状況等を踏まえた詳細な設計を行った結果、道路本体を保護・維持する法面・擁壁等の構造及び形状が決定したため、本路線の区域を一部変更します。 また、今回の変更にあわせて車線の数を4と定めます。</p>
No. 2	1375	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の決定	<p>【日野中央特別緑地保全地区】 本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。</p>
	1376	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の変更	<p>【富岡東三丁目特別緑地保全地区】 既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。</p>
No. 3	1377	横浜国際港都建設計画 生産緑地地区の変更	<p>農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地を計画的に保全すべく、生産緑地地区を変更します。</p>

2 その他案件

説明 区分	議題 番号	件 名	内 容
No. 4	1378	景観法第9条第8項において準用する同条第2項に基づく景観計画の変更	<p>【関内地区、みなとみらい21新港地区】</p> <p>景観行政全体の指針である「横浜市景観ビジョン」で示した“夜間景観”について深度化した「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」の策定に伴い、景観計画を変更することについて、景観法第9条第8項において準用する同条第2項の規定に基づき、横浜市都市計画審議会の意見を伺います。</p>

出席委員

政策研究大学院大学教授
横浜国立大学大学院教授
東京大学大学院教授
横浜市立大学国際教養学部教授
横浜市立大学国際教養学部准教授
東京都立大学大学院准教授
横浜農業協同組合代表理事組合長
神奈川県弁護士会
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長
一般社団法人横浜市建築士事務所協会理事
横浜市会副議長

- 〃 政策・総務・財政委員会委員長
- 〃 国際・経済・港湾委員会委員長
- 〃 市民・文化観光・消防委員会委員長
- 〃 こども青少年・教育委員会委員長
- 〃 健康福祉・医療委員会委員長
- 〃 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会委員長
- 〃 建築・都市整備・道路委員会委員長
- 〃 水道・交通委員会委員長

横浜のまちづくりに携わった経験のある者

〃

森 地 茂
高見沢 実
小 泉 秀 樹
齊 藤 広 子
石 川 永 子
橋 本 美 芽
柳 下 健 一
杉 原 光 昭
岡 田 日出則
大 森 義 則
高 橋 正 治
大 桑 正 貴
中 山 大 輔
中 島 光 徳
麓 理 恵
齊 藤 伸 一
横 山 勇 太 朗
磯 部 圭 太
小 松 範 昭
小 宮 美 知 代
田 邊 博 敏

欠席委員

千葉大学大学院教授
横浜商工会議所副会頭
横浜市会議長
自治会・町内会長
神奈川県警本部交通部交通規制課長

池 邊 このみ
坂 倉 徹
清 水 富 雄
石 川 建 治
松 本 淳 平

出席した関係職員の職氏名

道路局建設部建設課長	樽 川 正 弘
道路局建設部建設課担当係長	菊 池 博 之
環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課長	関 口 昇
環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課担当課長	松 本 昭 弘
環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課担当係長	河 野 茂 樹
環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課担当係長	河 村 光 則
環境創造局農政部農政推進課上瀬谷担当課長	丸 山 知 志
環境創造局農政部農政推進課担当係長	枝 広 育 恵
都市整備局地域まちづくり部景観調整課長	白 井 正 和
都市整備局地域まちづくり部景観調整課担当係長	奥 村 創

(事務局)

建築局長	鵜 澤 聡 明
〃 企画部長	山 口 賢
〃 都市計画課長	正 木 章 子
〃 地域計画係長	粕 谷 弘 幸
〃 用途地域見直し等担当係長	太 田 武 夫
〃 都市施設計画係長	矢 野 憲 治
〃 調査係長	濱 名 陽 介

議事録

●森地会長

それでは、定刻となりましたので、第165回横浜市都市計画審議会を開会いたします。始めに審議会の進行等について事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、本日の審議会の進行等について、御説明します。

今回の審議会も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点などから、引き続きWeb会議形式とさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、運営についてお手数をおかけいたしますが、よろしく願い申し上げます。

まず、本審議会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条に基づき、公開とさせていただきます。

傍聴の方がいらっしゃるのと同時に、会議録も公開となります。

また、審議会会場現地での傍聴に加え、Web上での傍聴も認めております。

傍聴の方は、事前にお示しした注意事項をお守りいただき、審議会の秩序の維持に御協力をお願いします。

次に、定足数について御報告します。

本日、御出席の委員は、26名中21名ですので、横浜市都市計画審議会条例第6条に定める2分の1の定足数に達しています。

資料については、画面共有にて表示してまいりますので、順次御覧ください。

Web傍聴の皆様におかれましては、事前にメールにて御連絡いたしましたとおり、画面共有のほか、横浜市ホームページにも別添資料等を掲載しておりますので、必要に応じて御参照ください。

本日の審議案件は、都市計画案件が3区分4件、その他案件が1区分1件です。

次に、審議会委員の皆様方に、運営上の注意点を御説明いたします。

御発言の際は、必ず事前に挙手をお願いいたします。

リモートで御参加いただいている委員の皆様は、Zoomアプリの挙手機能を使用して挙手を行ってください。

PCの場合は、「リアクション」、スマホ・タブレットの場合「・・・詳細」というところに手を挙げるボタンがあります。

会場にお越しの委員の皆様は、その場で実際に挙手をお願いします。ハンドマイクをお持ちします。

御発言にあたっては、会長の許可を受けてから御発言をお願いします。

また、リモートで御参加の委員の皆様は、カメラをオンにして、御発言をお願いいたします。

続いて、議決方法について説明します。

会長が議案について、賛否をお諮りし、賛成多数の場合に、会長が議案を了承する旨を宣言します。

その際、委員の皆様は挙手を求めます。

御発言と同じく、会場で御参加の委員の皆様は、その場で挙手を、リモートで御参加の委員の皆様は、Zoomアプリの挙手機能を使用してください。

最後に通信トラブル等の緊急連絡先ですが、事前に送付しております緊急連絡先へ御連絡いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

●森地会長

それでは審議案件について事務局から説明をお願いいたします。

●建築局都市計画課

建築局都市計画課長の正木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議第 1374 号 3・3・16 号桂町戸塚遠藤線の変更について、御説明します。

本路線は、栄区桂町を起点とし、泉区下飯田町藤沢市界を終点とする、延長約 10,240m、代表幅員 22m の都市計画道路です。

本路線は、横浜市が位置付ける 3 環状 10 放射道路のひとつであり、本路線全体が完成することで、国道 1 号線、環状 3 号線及び環状 4 号線等の主要な幹線街路と接続するため、南西部の交通ネットワークが強化されます。

こちらは本路線の整備状況を示したものです。黒色の区間は整備済、赤色は現在、事業中の約 990m の区間で、JR 戸塚駅の南側に位置します。

戸塚区上倉田町を起点に、JR 線、柏尾川と交差する戸塚区戸塚町までの区間です。破線の区間は、未整備となっています。

この、赤色でお示しする事業中の区間のうち、一部分において事業計画が変更になったことから、今回都市計画変更を行います。

では、今回、事業計画の変更を行う箇所を拡大して御説明します。

こちらは、当該地付近の土地利用を示した図です。赤線で示しているのが現在の都市計画線です。

周辺には山林が広がっており、起伏の多い地形であることから、山林を切り開いて道路を整備する必要があります。

そのため、事業の進捗に合わせ、道路整備によって周囲と高低差が生じる箇所に道路を保護・維持するための法面や擁壁などを整備する計画としています。

こちらは当該区間の航空写真です。

次に現況写真です。

スライドにお示ししているのは、今回の変更箇所周辺を矢印の方向から撮影したものです。写真からも起伏の多い地形であることが分かります。

今回、詳細な設計を行った結果、法面や擁壁などの形状が確定したことから、事業計画の変更に合わせて、区域を変更します。

では、変更箇所について盛土区間、切土区間に分けて御説明します。

こちらは、盛土区間を A-A' の位置で切った断面図です。

この箇所では、計画道路の高さが現況の地盤高より 5 m ほど高い位置となるため、盛土を行い、道路を整備します。

あわせて、盛土をした箇所に道路を支えるための擁壁と法面を整備します。

こちらは、切土区間を B-B' の位置で切った断面です。

この箇所では、計画道路の高さが現況の地盤高よりも 20m ほど低い位置となるため、切土を行い、道路を整備します。

あわせて、掘削をした箇所に道路を保護するための擁壁と法面を整備します。

最後に、都市計画の変更内容について御説明します。

黄色の線が変更前、赤色の線が変更後の都市計画線です。地形状況等を踏まえ、詳細な設計を行った結果、道路本体を保護・維持する法面・擁壁等の構造及び形状が確定したことから、擁壁等の形状に合わせて区域を変更します。

また、これまで未決定であった車線の数を今回の変更に合わせて 4 車線と定めます。

なお、本案件につきましては、令和 4 年 7 月 25 日から 8 月 8 日まで都市計画法第 17 条に基づく縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

以上で御説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

● 森地会長

ありがとうございます。それでは議第 1374 号の質疑に入ります。

ただいまの案件について、御意見御質問ございましたら挙手をお願いいたします。

● 事務局

失礼致します。会場にお越しの大森委員が御発言を要求されております。

●大森委員

よろしくお願ひ致します。大森でございます。

法面と擁壁の形状が決まったから今回都市計画変更を行うという説明でしたが、具体的にはどのような工法を採用するのでしょうか。

最近では、いろいろ新しい工法、環境にやさしい工法等が出てきております。

今の段階では、まだ決まっていなないのかもしれませんが、どこまで決定しているか教えていただければと思います。

●森地会長

どうぞ、事務局お願いします。

●道路局建設課

道路局建設課長の樽川と申します。よろしくお願ひいたします。

法面の工法でございますが、具体的には11番のスライドでお示ししている、図面右側の擁壁と書かれているところは、コンクリートブロック積み擁壁と言われている、一般的なものを採用しております、その先は、法面工ということで、コンクリートで覆わない形の法面を想定しております。

左側の方につきましては、切土の高さもだいぶ高くなるということで、擁壁については、補強土擁壁というタイプの擁壁を想定しております、その上は同じように、通常の法面で処理させていただく計画としてございます。

以上でございます。

●大森委員

コンクリで擁壁や法面を補強することなのではございますけれども、その植栽、例えば種をまくとか、苗を植えるとか、そういうスペースを設けたうえで施工するのでしょうか。

●道路局建設課

道路局建設課長の樽川です。

擁壁部分につきましては、現時点でその上にさらに植栽を行うというようなことは考えておりませんが、その上の法面の部分につきましては、植栽で覆うようなことを検討しておりますので、それがどの程度広がるかといったところかと思ひます。

●大森委員

私は建築が専門で植栽についてはそこまで詳しくはわからないのですが、植栽の仕方も相当種類が出てると聞いています。

そのうちの、どれを採用しているのかというのがよくわからないので、もう一度教えていただきたいのですが、具体的に苗を植えるのか、種を植えるのか、あるいは工事を進める中で、土木事務所の方と打ち合わせしながら決めていくのか、どうなのでしょう。

●道路局建設課

道路局建設課長の樽川でございます。

御指摘のように、具体的な植栽については、これから維持管理等も考慮して決めさせていただこうと思ひておりますが、現時点では種子吹付を想定しております。

具体には工事を進める中で、決めてまいりたいというふうに考えております。

●大森委員

はい、ありがとうございました。

●森地会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

●事務局

リモートで参加の中島委員が、御発言を要求されております。

●森地会長

中島委員お願いします。

●中島委員

ありがとうございます。

私は地元戸塚区選出の議員でございますが、今回の桂町戸塚遠藤線について、変更区間だけではなく、全体の事業区間で見ますと、今回都市計画変更する起点側の方が、標高がすごく高くて、だんだんと国道1号線の旧道と接する終点側に向かって下がっていくような形になっていると思います。

そこで御質問したいのですが、路面の排水処理について、上から下りてくる道路の勾配がかなりある中で、地元からも排水処理がすごく気になる、排水が終点側に流れ込むではないかという御心配の声もあります。

そこで、どのように排水処理していくのかということについて、お伺いしたいと思います。

●道路局建設課

道路局建設課長の樽川でございます。

御指摘のとおり、起点側では標高が高くて、終点側に向かって低くなっているという、現地の地形になっております。

路面の雨水排水につきましては、ブロックごとに既設の下水道管がございますので、そこに取り付けることで、区間ごとにしっかりと路面排水を処理するという計画にしております。

具体的には、起点側からJR線までの区間については、JR線沿いに既存の道路がございますので、そこに雨水幹線がございますので、そこで一旦排水を処理します。

JR線から柏尾川までの区間につきましては、また柏尾川沿いに下水道がございますので、こちらでまた排水を処理するという形にしておりますので、柏尾川から国道1号までの区間につきましても、ちょうど道路に沿って縦断的に下水道管がございますのでそちらに取り付けて適切に処理するという計画にしております。

以上でございます。

●中島委員

はい、ありがとうございます。

●森地会長

よろしいですか。では高見沢先生お願いします。

●高見沢委員

素朴な疑問かもしれませんが、確認させてください。

具体的な道路形状が決まったので、今回都市計画を変更することなのですが、今回の変更により、新たに敷地や家に都市計画の線がかかるところもありますね。

こういったケースの場合、地権者の立場からすると、都市計画道路の近くに自分の敷地がある場合には、いつ都市計画が変更されるかわからず、都市計画の線にかかってしまうのではないかと、不安ではないかと思えます。

実際にこの事業を進めるにあたっては、都市計画変更される可能性があるということについて、あらかじめ広めに、立ち退き等の可能性も含めて、お声がけしながら進めてきていたのか、そうでなくて、実際に事業を進めてみたら、さらに区域を広げるような変更が必要になってしまったって、非常に短期間のうちに、改めて地権者の皆様をお願いすることになってしまったのか、あるいはまだ現時点では、地権者の方には、そこまでお話が至っていないのか、その辺、事業的にどういうふうにスムーズに進めようとしているのかということだけ教えていただければと思います。

●道路局建設課

道路局建設課長の樽川でございます。

今回の都市計画変更に伴いまして、新たな計画区域に含まれる地権者様は9名いらっしゃいまして、9名様とも、この範囲で都市計画道路の区域をかけさせていただく

ということで、あらかじめ相談をさせていただいた上で、今回の変更区域を決めさせていただいております。

●高見沢委員

最初から都市計画の範囲を広めに考えて、地権者の方に予告していたというよりも、実際にはごく最近になって、事業を進める中で、「実はお宅も都市計画の線がかかることになってしまったのですよ」というような形で御説明されて、いろいろ納得してもらって今回進めてこられたというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

●道路局建設課

道路局建設課長の樽川でございます。

当該区間につきましては、事業当初から、そこに切土・盛土が発生するということについて、地権者の皆様には、お示しした上で事業を開始させていただいております。

事業開始した後、具体の構造が決まり、その範囲も具体的に決まって参りましたので、地権者様に改めてお伝えさせていただいた上で、今回の変更案をお示しているということでございます。

事業当初からわかっていたことを、構造等が具体的に決まった時点で改めて地権者の皆様にお示ししてきたという状況でございます。

●高見沢委員

それで安心しました。ありがとうございました。

●森地会長

その他いかがでしょうか。

●事務局

その他の委員の皆様は、御発言は無いようでございます。

●森地会長

わかりました。私から一点だけ。

先ほどの下水容量の話ですが、このところ 50 mm 対応の、基準を満たした設計以上の雨が降ることが多くなりました。

いくら基準にあった設計で工事をしたとしても、横浜市が工事をそもそもしなければ路面を水が流れなかったということで、この都市計画道路整備についての責任を求められるようなことも起こりかねませんので、ぜひ慎重にそこは検討していただければと思います。

よろしくお願い致します。

●森地会長

それでは、御意見出尽くしたようですので、ただいまの議第 1374 号について原案どおり了承してよろしいでしょうか。

御賛同いただきましたら、挙手をお願いいたします。

●事務局

事務局でございます。賛成多数いただいております。

●森地会長

ありがとうございます。議第 1374 号について、原案どおり了承します。

それでは次の案件の説明をお願いします。

●建築局都市計画課

建築局都市計画課長の正木と申します。よろしくお願いいたします。

議第 1375 号及び議第 1376 号は、特別緑地保全地区に関する案件ですので、一括して御説明します。

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき定める地域地区です。

都市緑地法は、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保

に寄与することを目的とする」法律です。

特別緑地保全地区の指定要件ですが、都市計画区域内にある、公害又は災害等の防止等に資する緑地や、伝統的又は文化的意義を有する緑地、地域住民の健全な生活環境の確保に必要であり、かつ、風致、景観が優れた緑地、又は、動植物の生息地、生育地となる緑地、に該当するものについて都市計画に定めることができるとしています。

次に、本市の上位計画における位置付けについて御説明します。

本市では、平成 18 年 12 月に「横浜市水と緑の基本計画」を、横浜らしい水・緑環境の実現に向けて策定し、平成 28 年 6 月に改訂いたしました。

これに基づく重点的な取組みとして、平成 30 年 11 月に、「横浜みどりアップ計画」を策定し、緑地保全制度による指定の拡大など、樹林地の確実な保全を推進しています。

これまでに指定した特別緑地保全地区は、全部で 173 地区、面積は約 523.8ha となっています。

本日御審議いただく案件は、赤字でお示しする新規決定案件 1 地区、青字でお示しする変更案件 1 地区の合計 2 地区です。

それでは地区ごとに御説明いたします。

はじめに、港南区の日野中央特別緑地保全地区の決定について御説明します。

本地区は、港南区の南部にあり、JR 根岸線港南台駅の北東約 1.0 km に位置しています。

地区の北東側に国道 16 号バイパス線が通っています。

今回指定する区域の面積は約 1.4ha です。

区域は北東側が第一種住居地域、南西側が第一種低層住居専用地域に位置しています。

本地区の航空写真を御覧ください。

つづいて現況写真です。地区南西側からの景観は御覧のとおりです。

植生は、主にサクラ・スダジイ等を中心とした広葉樹林と竹林に覆われ、一部に草地があり、良好な自然環境を形成しています。

上位計画の位置づけについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、本地区は、大岡川の源・上流域に位置しており、生物多様性に配慮しつつ、まとまりのある緑地の保全、水質の維持を進めるとしています。

また、横浜市都市計画マスタープラン港南区プランにおいては、既存の緑地を土地所有者、区民と連携して保全するため、特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用し、緑地の保全の取組を進める、としています。

続いて、金沢区の富岡東三丁目特別緑地保全地区の変更について御説明します。

本地区は、金沢区の北部にあり、京浜急行本線京急富岡駅の北東、約 900m に位置しています。

地区の北側には富岡総合公園があります。

現在、指定されている区域の面積は約 1.6ha です。

今回の変更は、すでに指定されているスクリーンにお示しの赤枠の区域に、赤塗りの部分を新たに加えます。

区域変更後の面積は約 1.7ha となります。

区域は、全域が第一種低層住居専用地域に位置しています。

航空写真を御覧ください。

つづいて現況写真です。区域の南側からの景観は御覧のとおりです。

追加する部分の植生は、主にシラカシ・クヌギ等の混交林で覆われ、一部に草地があり、良好な自然環境を形成しています。

上位計画の位置づけについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、緑の 10

大拠点の一つである小柴・富岡地区に位置しており、富岡総合公園周辺の樹林地を保全するとしています。

また、横浜市都市計画マスタープラン金沢区プランにおいて、まとまった樹林地については、土地所有者などの協力を得ながら、特別緑地保全地区等の緑地保全制度の指定などの対策により保全を進める、としています。

最後に、ただいま御説明しました2地区の、都市計画を決定・変更する理由ですが、地域住民の健全な生活環境の確保に必要であり、かつ、風致、景観が優れた緑地として、それぞれ区域を決定・変更します。

今回の指定により、特別緑地保全地区は、約1.5ha増え、全部で174地区、約525.3haとなります。

なお、都市計画法第17条に基づく縦覧を、令和4年9月5日から9月20日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で御説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

●森地会長

ありがとうございます。

それでは議第1375号から議第1376号までの質疑に入ります。

本件については全体についての御意見もあろうかと思っておりますので、質疑は2件まとめて行う方法をとりたいと思います。

ただいまの案件について、御質問御意見ございましたら挙手をお願いいたします。

●事務局

事務局でございます。この案件について御発言される方は、いらっしゃらないようでございます。

●森地会長

よろしいでしょうか。

それでは御意見、御質問がないようですので、ただいまの議第1375号から1376号までについて、一体の都市計画でありませんが、まとめて決をとる方法をとりたいと思います。

原案どおり了承してよろしいでしょうか。

御賛同をいただきましたら挙手をお願いいたします。

●事務局

失礼いたします。賛成多数いただいております。

●森地会長

ありがとうございます。

それでは、議第1375号から議第1376号までについて、原案どおり了承いたします。

それでは次の案件の説明をお願いいたします。

●建築局都市計画課

建築局都市計画課長の正木と申します。よろしく申し上げます。

議第1377号、生産緑地地区の変更について、御説明します。

生産緑地地区は生産緑地法に基づき定める地域地区です。

生産緑地地区の目的については、都市計画運用指針において、生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として定めるもの、としています。

生産緑地法は、昭和49年に制定された法律です。平成3年に改正されており、改正の背景には、大都市地域を中心とした住宅・宅地供給のひっ迫等を踏まえ、市街化区域内の農地の積極的活用による住宅・宅地供給の促進、宅地化する農地と保全する

農地の明確な区分、区分に応じた適切な都市計画上の措置、農林漁業と調和した良好な都市環境の保全が必要となったことがあげられます。

具体的には、市街化区域内の農地を宅地化する農地と保全する農地に区分し、保全する農地については、緑地・オープンスペース等として計画的な保全が図られるように、市街化調整区域への編入又は、生産緑地地区の指定を行うこととしたものです。

都市農地の位置付けについてですが、平成 28 年 5 月に都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する施策の総合的、かつ、計画的な推進を図るための基本的な計画として、「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農地の位置づけが、これまでの「宅地化すべきもの」から、「都市にあるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全することとされました。

生産緑地地区の指定の条件ですが、生産緑地法第 3 条において、市街化区域内にある農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもので、かつ、500 ㎡以上の規模があり農林漁業の継続が可能な条件を備えているものについて都市計画に定めることができる、としています。

次に、生産緑地地区の指定要領等についてですが、横浜市では、生産緑地法の指定の条件に加え、横浜市生産緑地地区指定要領等を設けています。

赤いアンダーラインを引いております、面積規模については、平成 29 年 12 月に条例を制定し 300 ㎡以上の規模の農地等を生産緑地地区に指定できる、としています。

こちらは、生産緑地地区の指定状況です。

スクリーンにお示しする図の緑色の部分が生産緑地地区であり、現時点では、1,580 箇所、約 272.4ha となっており、郊外部に多く分布しています。

緑地に関する横浜市の上位計画である横浜市水と緑の基本計画においては、魅力的な住環境の創出や地域コミュニティの形成、災害時の利用などを図ることのできる都市部の貴重なオープンスペースとして、生産緑地地区の指定などにより、農地等を保全・活用するとしています。

それでは、今回の生産緑地地区の変更内容について、御説明します。

変更の内容は、「追加・拡大」、「廃止・縮小」、「位置、区域及び面積の変更」、となります。

初めに、「追加・拡大」の案件について御説明します。

追加・拡大を行う地区は、18 箇所、約 1.54ha です。

「追加・拡大」の内訳ですが、①第 7 回線引き全市見直しに伴い特定市街化区域農地となるものとして指定する地区が 2 箇所、②市街化区域内の緑地機能の補完の観点から必要なものとして指定する地区が 8 箇所、③既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるものとして指定する地区が 8 箇所、合計 18 箇所、約 1.54ha の追加・拡大をします。

それでは、各指定基準に基づき、今回追加・拡大する事例について御説明します。

まず①について、地区が 2 箇所ありますので、その一例を御説明します。

こちらは泉区上飯田町の事例になります。

スクリーンにお示ししている赤い線で囲まれた区域は、第 7 回線引き全市見直しに伴い、平成 30 年 3 月 15 日に市街化調整区域から市街化区域へ変更いたしました。

これに伴い、スクリーンにお示しした赤いハッチがかかった箇所が追加指定の対象となりました。

こちらは、地区全体の航空写真です。

赤色の線で囲まれた区域で、面積約 2,710 ㎡を新たに指定します。

次に、②について、地区が 8 箇所ありますので、その一例を御説明します。

こちらは、都筑区川向町の事例です。

当該地では良好な景観形成の観点から、赤色の線で囲まれた区域で、面積約 1,070

m²を新たに指定します。

次に、③について、地区が8箇所ありますので、その一例を御説明します。

こちらは、青葉区荏田北三丁目の事例です。

これまでの生産緑地地区は緑色の線で囲まれた区域です。

これに隣接している赤色に着色した区域、面積約1,100 m²を新たに指定して、生産緑地地区の一体化を図ります。

変更後生産緑地地区の面積は、約4,560 m²に増加します。

次に「廃止・縮小」の案件について、御説明します。

「廃止・縮小」を行う地区は、43箇所、約4.13haです。

「廃止・縮小」の内訳ですが、①「農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあっせんが不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限の解除がされたことによるもの」が34箇所、②「区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの」が9箇所、合計43箇所、約4.13haの減少となります。

それでは、各理由に基づき今回廃止・縮小した事例について御説明いたします。

まず、①について、地区が34箇所ありますので、その一例を御説明します。

こちらは、神奈川区片倉一丁目の事例です。これまでの生産緑地地区は面積約1,070 m²です。主たる従事者の死亡により買取申出がなされ、廃止するものです。

次に、②について、地区が9箇所ありますので、その一例を御説明します。

こちらは、港北区樽町四丁目の事例です。これまでの生産緑地地区は緑色の線で囲まれた区域で、面積約1,170 m²です。当該地の区域の一部を公共施設として帰属するため、黄色の線でお示しした面積約20 m²の区域を除外します。

縮小の結果、変更後の生産緑地地区の面積は、赤色の線で囲まれた区域、約1,150 m²になります。

最後に、「位置、区域及び面積の変更」の案件について御説明します。

「位置、区域及び面積の変更」ですが、①「国土調査に伴う公図及び土地登記簿の変更により都市計画図書の是正が必要となったもの」が24箇所、合計約20 m²の増加となります。

これにより、都市計画図書上の位置、区域及び面積の変更は生じますが、生産緑地地区の現状を変更するものではありません。

なお、本日御説明できなかった箇所については、お手元の資料を御覧ください。

本案件につきまして、都市計画法第17条に基づく縦覧を、令和4年10月5日から10月19日まで行ったところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で、説明を終わります。

御審議のほど、宜しく申し上げます。

●森地会長

どうもありがとうございました。それでは議第1377号の質疑に入ります。

ただいまの案件について、御意見御質問ございましたら挙手をお願いいたします。

●事務局

事務局でございます。この案件について、御発言を要求されている委員はいらっしゃらないようでございます。

●森地会長

それでは御意見ないようですので、議第1377号について、原案どおり了承してよろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。

●事務局

賛成多数いただいております。

●森地会長

それでは議第1377号について、原案どおり了承いたします。

それでは次の案件の説明をお願いいたします。

●都市整備局景観調整課

都市整備局景観調整課長の白井と申します。

これより、議第1378号「横浜市景観計画の変更」について御説明します。

はじめに、「横浜市景観計画」の根拠法令及び本件における都市計画審議会への意見聴取の位置づけについて御説明します。

まず景観法第8条第1項において、「景観行政団体は、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という）を定めることができる」とあることから、横浜市では「横浜市景観計画」を定めています。

そして、景観法第9条第2項において、「景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。」とあります。また、同条第8項において「変更について準用する」とあることから、今回、横浜市景観計画を変更するにあたり、お諮りするものです。

これまでの変更手続の流れについて御説明します。

今回の景観計画の変更は、令和3年度より都市美対策審議会や地元説明などで御意見をいただきながら検討を進めてきました。

これらの御意見を踏まえて原案を作成し、令和4年9月より法定手続に入っています。

法定手続の流れについて御説明します。

景観計画の案を作成するにあたり、原案説明会や意見書の受付など、広く住民の方の御意見を反映させるために必要な措置が、景観法で規定されています。

スライド上では、オレンジ色で示している部分です。これらの手続で出された意見を受けて、景観計画変更の案を確定し、本日、都市計画審議会にお諮りしています。

変更の案の説明に先立ち、横浜市の景観制度について、御説明します。

横浜市で運用している景観に関する制度は、国で平成17年に施行された全国一律の「景観法」と、横浜市独自のルールとして施行した「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例、（通称「景観条例」）」の2つがあります。

まず、「景観法」に基づく「景観計画」では、市全域を対象とした制限を設けています。

そして、地区に応じた良好な景観を形成する地区を「景観推進地区」として指定し、具体的な建物の形や色、高さ、屋外広告物の大きさなど、地区ごとの制限を定めています。

さらに、横浜市では、質の高い景観形成を誘導していくための市独自のルールとして、「景観条例」に基づいて「都市景観協議地区」を指定し、建築物の建築等を行う場合に協議を行うことを義務付けています。

このように、法的規制を活用した基本的な水準の景観を確保する「景観計画」と、協議制度により質の高い景観形成を誘導していく「都市景観協議地区」の2段階の仕組みを運用し、地区ごとのルールを定めている地区が、4地区あります。

次に、横浜市景観計画の構成について御説明します。

「横浜市景観計画」は、3編構成になっています。第1編で市全域を対象区域とすることや、市全体としての景観形成の方針等を謳っており、第2編で横浜市全域のルールを、第3編で地区ごとのルールを定めています。

それでは、景観計画の主な変更点について御説明します。主な変更点は大きく分けて2点です。

1点目は「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」策定に伴う基準の変更、2点目は景観重要公共施設等の追加及び変更、表記の統一です。

まず、主な変更点1点目「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」策定に伴う基準の変更について御説明します。

まず「景観計画」と「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」の関係ですが、「景観計画」は、横浜市における景観行政全体の指針である「横浜市景観ビジョン」で示した方向性を具体化したルールです。

このたび、都心臨海部をより魅力的にしていけるために「横浜市景観ビジョン」で掲げる夜間景観について深度化した「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」を令和4年7月に策定しました。

これに伴い、景観計画等のルールと整合を図り、ガイドラインを反映した制度運用を行えるよう、「横浜市景観計画」を変更します。

続いて、ガイドラインの内容ですが、夜間景観を考える際の基本的事項、都心臨海部の夜間景観の方向性、都心臨海部における景観推進地区・都市景観協議地区である、関内地区・みなとみらい21中央地区・みなとみらい21新港地区の方針、魅力的な光のあり方について記載しています。

都心臨海部の夜間景観の方向性は、大きく3点です。

「方向性（1）横浜らしい魅力ある夜間景観をつくります」では、方向性（1）の1で、特徴的な都市構造を生かして「横浜らしさ」を感じられる常時の夜間景観をしっかりとつくること、方向性（1）の2で、特別な夜間景観の演出により、「横浜らしさ」を様々な形で表現することを掲げています。

「方向性（2）メリハリをつけ、魅力を増進します」では、方向性（2）の1で、空間的なメリハリの意識として、エリアの一部分や建物のゲート部分を照らすなど、抑揚のある街並みを目指すこと、方向性（2）の2で、時間的なメリハリの意識として、特別演出の頻度や期間・時間は限定的にするなど、イベントの特別感を高める配慮を掲げています。

「方向性（3）安全・安心で快適な光による夜間の歩行環境をつくります」では、夜間景観を楽しむことができる歩行環境を整えるため、安全・安心で居心地の良さや温かさを感じられる快適な光環境を目指すことを掲げています。

続いて、ガイドライン策定までの流れについてです。

令和4年1月に都市美対策審議会での審議等を経て案を作成し、3月にガイドライン案を公表、4月から5月にかけて市民意見募集を行い、7月に策定しています。

横浜市景観計画のうち、ガイドライン策定に伴い変更を行う部分について御説明します。変更を行うのは、第3編第1章「関内地区における景観計画」と、第3章「みなとみらい21新港地区における景観計画」です。

続いて、第3編第1章「関内地区における景観計画」の全体構成について御説明します。

関内地区における景観計画は、御覧のとおり、第1から第7までで構成されており、今回まず変更を行うのは、「第2良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」の中の「（4）特定照明に関する制限」の部分です。

具体的な変更内容について御説明します。

まず、「イベント等における特定照明の制限緩和」についてです。

特定照明とは、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物等の外観について行う照明のことで、実施例のような、いわゆるライトアップのことです。

現在、関内地区では、歴史的界隈形成エリア内の歴史的建造物以外の建築物・工作物等については、投光器で照らすことが認められていません。

イベント等で実施する特定照明で、地区の魅力増進のために期間や時間を限定的にしたものについては、実施できることが望ましいため、実施期間が原則7日以内、又は、1日あたり10分以内であれば、実施が可能となるよう、基準を変更します。

続いて、関内地区及びみなとみらい21新港地区の2地区に共通して変更を行うのは、「第5 屋外広告物の表示・設置に関する行為の制限」の部分です。

具体的な変更内容について御説明します。

屋外広告物の制限への投影広告物の追加についてです。

投影広告物とは、プロジェクションマッピングに代表される、投影により映像等を表示する屋外広告物で、屋外広告物条例で規定されています。

現在、景観計画においては制限事項が規定されていません。地域の賑わい形成に繋がるものについては、一定の制限を設けた上で表示できることが望ましいため、イベント等で表示するもので、実施期間が原則7日以内、又は、1日あたり10分以内で魅力的な景観に寄与するものであれば、実施が可能となるよう、基準を変更します。

ガイドラインの策定に伴う基準の変更についての説明は以上です。

続いて、主な変更点2点目、景観重要公共施設等の追加及び変更、表記の統一について御説明します。

みなとみらい21新港地区における景観重要公共施設等について、女神橋の新設、ハンマーヘッドパークの供用開始等に伴い、右図のとおり追加・変更します。

また、景観計画全体で、漢字やひらがなの表記などについて統一します。詳細につきましては、お手元の資料「新旧対照表」を御覧ください。

景観重要公共施設等の追加及び変更、表記の統一についての説明は以上です。

続きまして、法定手続中に出された意見とこれに対する市の見解について御説明します。

本案件については、原案策定後の令和4年9月6日から9月20日まで原案縦覧を行ったところ、景観計画について2通の意見書が提出されました。

ここでは概要を御説明しますが、詳細につきましては、お手元の資料「意見の要旨と景観行政団体の見解」を御覧ください。

大きく区分すると、3項目について意見書が提出されました。主旨は、表に示したとおりです。今回の主な変更点に関わる「夜間景観の形成」に関する御意見2件について御説明します。

主な意見の要旨です。

1つ目の意見として、「関内地区は歴史的な建築物が立ち並び、港町らしさが感じられ、野球があるときは人がたくさんくるかもしれないが、普段は落ち着いた街なので、イベントばかりが行われるようになるのは違うと思う。そのため、例えばイベントであっても広告を出せる期間や時間を限定的にすることは良いことだ。いつもの静かな夜も守ってほしい。」といった意見が寄せられました。

これに対する市の見解は、「関内地区は、歴史的建造物が多く立ち並ぶとともに、特徴ある商店街が点在する等、開港からの歴史や港町らしさが感じられる地区です。本市としても、引き続き、関内地区の落ち着いた夜間景観を守りながら、さらに魅力的な景観の形成を図っていきます。」としています。

続いて、2つ目の意見として、「投影広告物も賑わい創出の観点から、重要な媒体である。効果的な演出は、その催事の内容次第であるため、期間や時間は、ある程度主催者側の意向を尊重してほしい。」といった意見が寄せられました。

これに対する市の見解は、「投影広告物の基準は「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」の方向性に沿った内容としています。具体的には、「時間的なメリハリを意識します」の「特別な演出の頻度や期間・時間は限定的にするなど、イベントの特別感を高めるよう配慮する」のとおり、投影広告物の表示を原則7日以内又は1日あたり10分以内とすることで、メリハリのある広告景観の形成を図っています。なお、具体的な期間や時間については、賑わいの創出や魅力的な景観の形成に寄与するものであるか等、景観への影響に鑑み、個別の計画ごとに調整を行うこととなります。」としています。

以上が、主な「意見の要旨と市の見解」です。変更の案の策定にあたり、意見を受けて原案から変更した点はありません。

最後に、今後のスケジュールについてです。

本日の審議会での意見聴取後は、横浜市景観計画の変更を確定したのち、令和4年12月に告示、令和5年1月に施行を予定しています。

本日の説明は以上となります。御審議の程、宜しく申し上げます。

●森地会長

ありがとうございました。それでは、議第1378号の質疑に入ります。

ただいまの案件について御意見御質問ございましたら挙手をお願いします。

●事務局

齊藤広子委員が御発言を要求されております。

●森地会長

よろしく申し上げます。

●齊藤広子委員

ありがとうございます。御丁寧な説明どうもありがとうございました。

特定照明の制限を緩和するという御説明でしたが、18ページそれから21ページのところ、特定照明の実施期間が原則として7日以内、そして実施時間が原則として1日あたり10分以内という変更をするということでございます。

今まで認められていなかったものを、メリハリをつけて認めていくということなのですが、この7日とか1日あたり10分という、この数字は何を根拠として算出されたものなのでしょうか。

きっと、いろいろなことを御検討された中で、非常に妥当な数字だという御判断をされたのだらうと思えますし、このことに関して市民意見もございましたので、いろいろなことを総合的に勘案すると、こういった設定が妥当と思われたのだらうと御推察しますが、横浜市で御検討いただいたそのプロセスについて、ぜひ御教授いただけたらと思って御質問させていただきました。

よろしく願いいたします。

●森地会長

事務局どうぞ。

●都市整備局景観調整課

御質問ありがとうございます。

この期間・時間の数字については、これまで横浜市の都心臨海部で行われてきた、いろいろなイベント関係の実績を踏まえて設定いたしました。

例えば「ファイナルファンタジー30周年×横浜」というイベントで行われたプロジェクションマッピングや、まちぐるみで行われた「ピカチュウ大量発生チュウ！」など、光の演出を含むイベントがいくつかございました。

そういったところでの実績から、大体このようなイベントをやるときには、どのぐらいの時間とか日数でやっているのかということをご参考にしております。

あとは横浜市自身で実施しているイベントとして「ヨルノヨ」というものを年末に実施しております。

こちらについても、特別な演出として目指す1日当たりの時間等もありまして、そういったところとの調整なども図りながら、この7日以内と1日あたり10分以内という原則の数字を定めてございます。

●齊藤広子委員

はい。ありがとうございます。

そうしますと、今までの実績を踏まえて、時間を限定的にしながらも賑わいや魅力を効果的に高められる日数と時間の設定であったという理解でよろしかったでしょうか。

●都市整備局景観調整課

おっしゃるとおりです。

●齊藤広子委員

わかりました。御丁寧に説明どうもありがとうございました。

●森地会長

その他いかがでしょうか。

●事務局

失礼いたします。会場にお越しの大桑委員が御発言を要求されております。

●森地会長

お願いします。

●大桑委員

御説明ありがとうございました。今の齊藤委員の御質問にも関連するかと思うのですが、原則7日以内、原則1日あたり10分以内ということと、先ほどの説明の最後の見解ところに、「個別の計画ごとに調整を行うこととなります。」とあるのですが、あくまで「原則」なので、イベントによっては、多少7日が10日になったり、10分が1回ではなくて2回、3回になったり、そのあたりの運用があるのかということについて確認させてください。

それから、今回の変更の目的を確認したいのですが、関内やみなとみらいの環境はもちろん守りつつも、一方で観光客の方を呼び込むという視点ではないかと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

2点についてお願いします。

●都市整備局景観調整課

御質問ありがとうございます。

「原則」というところの考え方についてですけれども、横浜市としましては、今のところ、基本的には、やはり原則とはいえ7日以内とか1日あたり10分以内とか、そういったところには基本的には収めていただくように調整していくということを考えております。

ただ、運用していく中で、期間が非常に長いイベントであるとか、あとは良好な景観形成に寄与するイベント、まちの賑わいづくりに大きく寄与するようなイベントなど、そういうもので若干、基準よりも長くなってしまふといったことは想定されますので、そういうことがあった場合には、都市美対策審議会の意見を聞いた上で、この原則から外れたようなものについても検討していくということも考えられます。

ただ、繰り返しになりますけれども、基本的には、原則とはいえ、この基準の中に収めていただくという方向で、調整を行っていきたいと考えております。

それから、こういった基準や緩和の趣旨でございますけれども、大桑委員の御指摘のとおり、やはり来街者の増加であるとか、ナイトタイムエコノミーの活性化といったところを狙ったものでございますので、そういった賑わい創出の観点とのバランスも考えながら運用していくことになるかと考えております。

●大桑委員

そういった趣旨であれば、まさにそのバランスが大切だと思います。

関内地区やみなとみらい地区において、イベントを行う際には、今までも、しっかりと警備などの対策をして、大きな混乱は、なかったと思うのですが、先日韓国で大きな事故もありました。

そのため、10分以内とか7日以内といった基準にすると、人が集中しやすくなってしまふのではないかなような懸念を持ちました。

当地区の環境を守るということと、イベントをやって人を呼び込みたいという意味では、今回の変更の趣旨が相反してしまい、そこの本当にバランスだと思うので、警察の方との連携にもなると思うのですが、ぜひそこは柔軟に運用していただき、来ていただく方の安全安心は大切なことだと思いますので、十分に配慮しながら、運用していただくようお願いしたいと思います。

もし何か御意見あればお願いします。以上です。

●森地会長

事務局いかがでしょうか。

●都市整備局景観調整課

御指摘のとおり、来街者の安全といったところとのバランスというところもあろうかと思えます。イベントの中身や演出の方法にもよると思えますので、まさしく御説明の中でも申し上げたとおり、単純に基準に収まればいいとか、そういうことだけではなく、一件一件、内容を踏まえながら、協議の方をしっかりと進めてまいりたいというふうに思います。

ありがとうございます。

●森地会長

よろしいでしょうか。

●事務局

会場にお越しの小松委員が御発言を要求されております。

●森地会長

お願いします。

●小松委員

どうも御説明ありがとうございます。大桑委員の御発言とちょっと関連するかと思いますが、18ページと21ページに実施期間が原則として7日以内、または1日あたり10分以内ということで、これが、「かつ」ではなくて、「または」となっています。

そうすると、1日あたり10分以内だったならば、2週間でも3週間でもOKなのかという点について確認させていただきたいと思えます。

それと、都心臨海部が主な対象になってくると思われませんが、今回の変更は、関内地区やみなとみらい地区についての基準との御説明でしたが、私は神奈川区選出の議員なのですが、例えば神奈川区金港町付近も含めた一体化したイベントになった場合も、全体としてこういうような基準を適用するのか、またそれは今後検討することなのか、その辺を教えていただけたらと思っております。

●都市整備局景観調整課

はい、ありがとうございます。

まず、「または」のところの解釈についてですが、こちらは小松委員の御指摘のとおり、仮に1日あたり10分以内であれば、特に7日に限らずもっと長期間できるというそういうような意味合いでございます。

続いて二点目についてお答えさせていただきます。都市整備局景観調整課担当係長の奥村と申します。

今回の景観計画の変更でございますが、景観計画の中に、こういった屋外広告物の基準を定めている地区は、関内地区とみなとみらい21新港地区というところに限られておりますので、それ以外の地区の方まで、この基準が波及する話ではないという形になります。

以上になります。

●小松委員

はい。ありがとうございます。

●森地会長

よろしいでしょうか。

●事務局

会場にお越しの横山委員が御発言を要求されております。

●森地会長

どうぞお願いします。

●横山委員

御説明ありがとうございました。大桑委員そして小松委員に続きまして、私からもこちらについて御質問、御確認させていただきたいと思います。

今日いただいた審議案件の中で、一番私も興味がある部分なのですが、御説明を聞いていて、景観法第9条第2項第8項とか、ルールという言葉、その他ガイドラインという言葉が使われているのですけれども、それらのルールを決めた上で、これに違反したらどうなるのか、何か抑止力が用意されているのか、強く取り締まっていく姿勢なのかとか、そういうところの確認をさせていただきたいので、よろしくお願ひします。

●都市整備局景観調整課

都市整備局景観調整課担当係長の奥村です。

景観法の中では罰則につきましては、届出をせずに、または、虚偽の届出をした場合は、罰則の対象になるという規定になっております。

運用としてはそういう形になります。以上です。

●横山委員

イベント実施中の取り締まりについては、何かお答えできる部分はありますか。

●都市整備局景観調整課

罰則の対象かということに関しましては、その届出の中身によって判断するものになりますので、実施中のイベントについて何か罰則を適用するというようなことにはならないというふうに思っております。

●事務局

会場にお越しの高橋委員が御発言を要求されております。

●森地会長

横山委員、今のお答えでよろしいですか。

●事務局

大丈夫ということで承りました。

●森地会長

わかりました。次どうぞ。

●高橋委員

端的にお聞きしますと、光っていうものに対しての「光害」といった概念もあって、今回示された基準は時間という、定量的な測り方をしているようですが、今ある明るさからどのぐらいまで変化していかとか、要は、変化量みたいな概念、刺激とか、そういうふうな概念で、今回の景観照明の基準を考えていくという検討はされたのかどうかだけ、一点確認させていただければと思います。

●森地会長

事務局どうぞ。

●都市整備局景観調整課

今回、景観計画の変更をさせていただく背景としては、夜間景観形成ガイドラインを策定したというところになります。

その夜間景観形成ガイドラインは、何か規制を持ってやるものではなくて、考え方や良好な手法をお示しして、事業者さん、市民の方、行政が協働して良いものを誘導していこうというような思いで作らせていただきました。

高橋委員の御指摘のとおり、光害の対策ガイドラインですとか、国が出しているものもありまして、そういうものを参考にしておりますけれども、横浜市が策定した夜間景観形成ガイドラインは、そういった各種、既に出されている基準を踏まえながら、より魅力的なものに繋がるようなものをお示ししたというところになりますので、方向性を示すものといった形で運用させていただきたいというふうに考えております。

●高橋委員
わかりました。

●事務局
リモートで御参加の杉原委員が御発言を要求されております。

●森地会長
どうぞお願いします。

●杉原委員
先ほどのガイドラインに関する質疑に関連するのですが、今の当局の話ですと、あくまで届出であって許可ではないということと、ガイドラインが根拠ということになると、法的拘束力はないということになるので、この辺をどうやって守ってもらうのかということについて質問させていただきます。

イベントの主催者側が、いやこれはあくまで届出ですから、要件を満たしているでしょうと、さらに、ガイドラインなので法的拘束力はないじゃないですか、と言われたときに、横浜市としてはどういうふうな対応していくのでしょうか。

お聞かせいただきたいと思います。

●都市整備局景観調整課

都市整備局景観調整課担当係長の奥村です。

横浜市での景観制度の運用としましては、景観法に基づく景観計画による届出によって緩やかな誘導をしているのとあわせて、横浜市独自で、景観条例というものを定めまして、その中で独自に都市景観協議地区というものを定めております。

その中には、数字では表すことが難しい定性的な基準を定めておりまして、横浜市の今の景観制度は、この両輪で運用してございます。

今回、景観計画の変更の内容について御説明をさせていただきましたが、同様に都市景観協議地区の方も、夜間景観形成ガイドラインの策定に伴いまして、変更の手続を進めてございます。

具体的には届出とあわせて、新たに特定照明について協議を必要とすることによって、具体的には届出プラス協議によって、良好な景観に誘導していくといったやり方で運用していきたいと考えております。

以上です。

●杉原委員
わかりました。ありがとうございます。

●森地会長
その他いかがでしょうか。

●事務局
会場にお越しの田邊委員が御発言を要求されております。

●森地会長
お願いします。

●田邊委員
田邊でございます。本日は出席させていただきありがとうございます。

先日、「都市デザイン 横浜」展にも、出席させていただき、記念誌も拝読させていただきました。

そして他の行政団体さんには見られないような景観計画を策定されているということに非常に驚きました。感謝感激でした。

アーバンデザインを都市美の観点から、こういう景観計画に凝縮されたということは、非常に立派なことだと私は感激しております。資料を拝見して、夜も眠れませんでした。それほど素晴らしいと私は感謝しております。

一横浜市民として、非常に誇りに思い、感謝している次第でございます。

ありがとうございます。

●森地会長

その他いかがでしょうか。

●事務局

失礼いたします。その他の委員の皆様は、御発言無いようでございます。

●森地会長

ありがとうございます。今回の案件に異存がある訳ではありませんが、私から話題提供として、何点か申し上げたいと思います。

今回の資料の中に、「横浜市景観計画（変更の案）」という、厚い冊子がございますけれども、その中に、樹木の間隔の話がありました。

具体的には、平米当たり、何本植えるとか、何mあたり3本とかという記載になっており、高さが1m以上3m未満の樹木とか、それ以上の樹木の時はどうか、記載があるのですが、この規定は、将来樹木が大きくなる時ことを規定しているのか、植えるときのことを規定しているのかが、あまりこれを見ただけではわからなかったもので、そのあたりは、どうなのでしょう。

青葉区のあたりでは、木の密度が高すぎて、カビが生えたり、日当たりが悪くなったりといったことがございます。それから私の勤め先の六本木のあたりも、再開発すると木をたくさん植えるのですが、どうも最初にたくさん植えすぎて、しばらく10年も経つと、木がすごく大きくなりますので、これでいいのかなと思うことがよくございます。

従って、こういう規定がいつの時点ことを規定しているのかというのが、ちょっと気になりました。それが一点です。

それから2点目は、「言葉のあや」ですが、今日の御説明で、「ヒアリングをした結果こういう運びになりました」との御説明だったのですが、多分、実態は事務局とかあるいは委員の方から、そういう御指摘があって夜間景観の話が出てきたのだろうと思います。

ヒアリングをした結果、これが重要だという、何か受身のような話ではなくて、ぜひ積極的に、この横浜市の景観をどうするかという発想に立っていただいて、しかも皆さんの御意見は、ほとんど守りの話ですが、そうではなくて積極的にどういう景観にするのかという話について御議論をいただくような、そういうスタンスをとっていただきたいなという希望でございます。

今、高見沢委員長のもとで、横浜市の都市計画マスタープランの改定が進んでおります。その中で横浜らしさという議論が、かなり大きなテーマになっておりますので、そういったときに、景観も一つの柱ですから、これらについて、どういうことを打ち出せばいいのかといった話は、大変重要なテーマだと思います。

従って、とにかく今から変えるのが嫌だという話ではなくて、積極的にどうするかといった話を御議論いただけるといいかなというふうに思います。

これも感想でございます。

あわせて、区の計画も、どうもみんな同じような都市計画マスタープランを持っていて、それぞれの区が、もう少し特色を出してほしいと思います。

その一つの案として、区独自の「ランドマーク」を持つということが挙げられます。ランドマークとは別に建物だけではなくて、木だったり山だったり海だったり、何でもいいのですが、そういうものを盛り立てるためにどうしたらいいかと、こんな話もあろうかと思えます。

それから、いろいろ申し上げて恐縮ですが、例えば、西鹿児島、今の新幹線の鹿児島駅を作ったときに、大変不思議なことに、桜島が建物に隠れてしまって、放射状の道路をせっかく作ったのに、桜島に向いていないのですね。

どういう発想で、あんな都市計画をしたのかと、大昔のことですが、できたときから思っていました。

景観というのは、そういう話もございますし、それからアーバンデザインというのは、もう 50 年も前に盛んに言われていた話ですが、その頃の建物は、すごく低かったのです。だから、代官山がうまくいったとか、そういう話があるのですが、今は、すごく高層のビルが建って、遠くの建物が見えます。

そういう建物を見たときに、それをどう思うか。マンハッタンみたいなところもあれば、フランスのように旧市街地があって高い建物が建てられなかったということもございます。それから、横浜市は昔から港の見える丘から、建物をだんだん低くするといったことをやってきました。

そのようなことを考えますと、これからの景観を考えると、大変重要なテーマですので、ぜひ積極的に御検討いただければと思います。

高見沢先生は、横浜市の景観に関する委員会などのメンバーなのですか。

●高見沢委員

私は、そこには入ってなくて、先ほど森地会長がおっしゃった、都市計画マスタープラン改訂の方の小委員会のメンバーです。

●森地会長

そうですか。ぜひ、高見沢先生など、そちらに入っていたらいいなという感想を持ちます。

つまり、都市計画と一体の話が多いですから、うまく調整が取れているといいかなと、そんな気がします。

ちなみに渋谷区は、いろいろなデザインを、内藤先生と岸井先生と、お二人で、都市計画の専門家とデザインの専門家がそれぞれ委員長と副委員長をやっていただいて、その先生が、東京都の景観審議会にも入っていて、区と都で一体性をもって御審議いただいた格好でした。

ああいう東京の中でも、建物がそれぞれ目立つことを重視したデザインでどんどん建って、一体性がなくなると大変ですので、そんなこともやっていました。

ぜひ、いろいろ申し上げましたけれども、そんなこともお考えいただければということです。今日の案件に異存のあるなしと無関係でございまして、そういう意味では、ちょっと余計なことも申しましたが、ぜひ大変重要なことですので、よろしくお願いいたします。

●森地会長

それでは、御意見御質問出尽くしたようですので、ただいまの議第 1378 号について、計画案に異存なしということによりよろしいでしょうか。

挙手をお願いいたします。

●事務局

失礼いたします。賛成多数いただいております。

●森地会長

ありがとうございます。それでは当案件について異存なしということに致します。本日の議題は以上です。最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

●事務局

それでは、次回の開催予定でございます。

次回の開催は、令和 5 年 1 月 13 日金曜日、午後 1 時を予定しております。正式な開催通知につきましては、後日改めてお送りいたします。

よろしくお願い申し上げます。

続きまして、公募により御就任いただきました、市民委員の田邊委員と小宮委員におかれましては、2 年間の任期が満了となりまして、本日が最後の御出席となります。

つきましては、御挨拶を頂戴いたしたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。まず、田邊委員からお願いいたします。

●田邊委員

田邊でございます。2年間、審議会に出席させていただき、誠にありがとうございました。

大学の先生方をはじめ、議員の皆様方、その他委員の皆様方に、御礼申し上げます。

最後に、先ほども申し上げましたが、景観計画という素晴らしい計画の審議に御出席させていただきまして、改めて御礼申し上げます。

そして何より市の担当部局の方の御熱意は素晴らしいですね。ますます、この熱意を持って、そして市民には優しい心で、行政を積極的に進めていただければと願う次第でございます。2年間、誠にありがとうございました。感謝申し上げます。

(拍手)

●事務局

続きまして、小宮委員、お願いいたします。

●小宮委員

市民委員を2年間務めさせていただきました、小宮と申します。

コロナ禍の開催でしたので、2年間本当に無事に務まるかどうかというのが本当に不安だったのですが、何とか今日の日を迎えられて本当によかったなと思っています。

全出席というわけにはいかず、前回はコロナで欠席させていただいて、申し訳なかったのですが、議事録の方を読んで穴埋めの方はさせていただきましたので、大丈夫だと思っています。

今後、都市計画の知識や経験を、自分たちの地域に生かしていけたらなと思っています。

引き続き、小委員会の方でお世話になることもあるかと思っておりますけれども、本日は一旦2年間の区切りということで、御挨拶させていただきました。

2年間ありがとうございました。

(拍手)

●森地会長

どうも田邊委員、小宮委員、2年間熱心に御審議いただきまして誠にありがとうございました。改めて感謝申し上げます。

今日は大変効率よく御議論いただきまして、早めの終了でございます。

以上をもちまして、第165回横浜市都市計画審議会を閉会いたします。

本日は大変ありがとうございました。